

5 2023
May

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
	1 友引 <small>労働者死傷病報告 (休業4日未満) の提出 (1月~3月分) 外国人雇用状況届出書 (3月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (3月分)</small>	2 先負	3 仏滅 憲法記念日	4 大安 みどりの日	5 赤口 こどもの日	6 先勝
7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安 <small>4月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (4月雇入分)</small>	11 赤口	12 先勝	13 友引
14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 仏滅
21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安
28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負 <small>個人住民税の特別徴収額の通知 外国人雇用状況届出書 (4月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (4月分)</small>			

2023 6 日 月 火 水 木 金 土

4 5 6 7 8 9 10

11 12 13 14 15 16 17

18 19 20 21 22 23 24

25 26 27 28 29 30

5月の税務と労務



税務

- 4月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 5月10日 (水) まで
- 3月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり (特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
★3月末決算法人では令和4年度税制改正 (賃上げ促進税制等) の適用に注意。
→ 決算応当日 (月末決算では5月31日 (水)) まで
- 9月決算法人の中間申告と納付 (法人税・消費税など)
→ 決算応当日 (月末決算では5月31日 (水)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち6月・9月・12月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では5月31日 (水)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が4,800万円超の法人) のうち2月・3月決算法人 (申告期限延長の場合は1月・2月・3月決算法人) を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では5月31日 (水)) まで
- 自動車税 (種別割) の納付 → 道府県条例指定日まで
- 個人住民税 (都道府県民税及び市町村民税) の特別徴収税額の通知
★令和5年6月から翌年5月支給の給与より控除。
→ 5月31日 (水) まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (4月雇入分)
→ 5月10日 (水) まで

- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の4月雇入・離職分) → 5月31日 (水) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (4月分) → 5月31日 (水) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

教育訓練費と助成金

3月末日決算法人の確定申告期限は原則5月末日です。令和4年度税制改正の目玉は賃上げ促進税制であり (令和5年3月決算から適用)、この制度においては、一定の場合に控除率の上乗せを受けることができますが、その上乗せ要件の一つに教育訓練費増加要件があります。この教育訓練費について税務・労務上の主な注意点を記載します。各制度を理解して、「人への投資」を検討してみてください。

【税務上の主な注意点】

教育訓練費を一定以上増加させる等の要件を満たせば、賃上げ促進税制の控除率の上乗せを受けられます。ただし、対象となる教育訓練費は一定のものに限られますので、国税庁・中小企業庁ホームページ等を参照しながら教育訓練費への該当の有無を判断する必要があります。また、国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金等は、教育訓練費の計算上控除する必要があります。

【労務上の主な注意点】

教育訓練を行うにあたり、国から人材開発支援助成金を受けられる場合があります。人材開発支援助成金は各種のコースに分類され、それぞれ内容が異なりますので、厚生労働省ホームページ等で内容確認する必要があります。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

令和5年度税制改正によるインボイス制度の見直し

1 改正項目

インボイス制度の実施に向け、令和5年度税制改正では次のような見直しが行われました。

(1) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

免税事業者がインボイス発行事業者になった場合は、制度開始から3年間、納税額を売上税額の2割とすることができます。簡易課税制度よりも納税額が少なくなる場合が多く、事務負担も軽減されます。

(2) 登録制度の見直しと手続の柔軟化

令和5年10月1日に登録する場合の申請期限が、事実上9月30日となります*1。また、制度開始後は、免税事業者の登録手続に要する期間が15日に短縮されます*2。

*1 ただし、登録通知（登録番号が記載された登録通知書等の送付）までには約3週間～2か月（令和5年3月10日現在）要することとなるので、登録することを決めた方は早めに申請することをおすすめします。

*2 登録手続に要する期間は、登録通知までに要する期間とは異なります。登録通知までに要する期間は*1のとおりです。

(3) 1万円未満の返還インボイスの交付義務免除

税込1万円未満の返還インボイスについて、交付義務が免除されます。売手が負担する振込手数料相当額の処理等について、事務負担が軽減されます。

(4) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、制度開始から6年間、税込1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存を必要とせず、帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。

2 改正後のインボイス制度

令和5年度税制改正後のインボイス制度は、区分記載請求書等保存方式と比較して次のように整理することができます（赤字は、令和5年度改正項目です）。

区分	区分記載請求書等保存方式 【令和5年9月末まで】	適格請求書等保存方式（インボイス制度） 【令和5年10月1日以後】
登録制度	事業者登録制度なし	事業者登録制度あり 手続きの柔軟化措置あり
請求書等の交付	<ul style="list-style-type: none"> 売手に請求書等の交付義務なし 免税事業者も交付可能 小売業者等の請求書等は受領者の名称記載不要 	<ul style="list-style-type: none"> 売手にインボイスの交付義務あり 免税事業者・未登録事業者は交付不可 小売業者等は適格簡易請求書の交付可能 不正交付（偽インボイス）の罰則あり 1万円以上の対価の返還に返還インボイスの交付義務あり
仕入税額控除	<ul style="list-style-type: none"> 免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象 買手に請求書等の保存義務あり 請求書等は紙を想定 	<ul style="list-style-type: none"> 免税事業者など未登録者からの仕入れは原則仕入税額控除不可 買手にインボイスの保存義務あり インボイスは紙及びデータを想定

また、経過措置については、次のように整理できます。

経過措置	売手の立場	6年間 … 免税事業者は登録申請書の提出により課税事業者となり登録が可能（課税事業者選択届出書提出不要） 3年間 … 【2割特例】免税事業者が登録した場合の納付税額を売上税額の2割とすることが可能
	買手の立場	6年間 … インボイスの保存がない課税仕入れにつき8割（後半3年間は5割）の控除可能 6年間 … 【少額特例】基準期間における課税売上高1億円以下又は特定期間における課税売上高5,000万円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れは、帳簿のみで仕入税額控除可能